

第 1 1 期 田村市分別収集計画

令和 7 年 8 月

田村市

目 次

1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2	基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
4	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （容器包装リサイクル法第8条第2項第1号）	P2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （容器包装リサイクル法第8条第2項第2号）	P2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 （容器包装リサイクル法第8条第2項第3号）	P3～4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み （容器包装リサイクル法第8条第2項第4号）	P5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	P6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （容器包装リサイクル法第8条第2項第5号）	P6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （容器包装リサイクル法第8条第2項第6号）	P6～7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	P8

1 計画策定の意義

田村市は、阿武隈高原中央に位置し、平成17年3月1日に田村郡7町村のうち、滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町の旧5町村が合併して新市として誕生後、20年が経過しました。

第2次田村市総合計画では、「わくわくがとまらない 自然とチャレンジがいきるまち 田村市」を将来像に掲げ、基本目標である「働きたいまち」「学べるまち」「安心と絆のまち」「住みたいまち」「支え合いのまち」の実現に向けて、各種事業を推進しております。

その基本方針の一つである「住みたいまち」を実現するには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル））を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするものです。

本市では、ごみの減量化と資源化率の向上を目的に、指定袋による分別収集を実施していますが、市内から排出されるごみを適正に処理するために、ごみの減量化・資源化及び適正処理・処分を推進するため、第11期田村市分別収集計画（以下「本計画」という。）を策定し、循環型社会の形成を推進します。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下のとおり示します。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の軽減
- ・廃棄物の適正処理の推進による最終処分場の延命化

3 計画の期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本計画における容器包装廃棄物排出量の見込みを下記のとおり示します。

単位：t

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	1,640.86	1,571.52	1,505.11	1,441.49	1,380.58

算出は以下の方法で行いました。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{各容器包装廃棄物} \\ \text{の排出量見込み} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{市が関与する一般廃棄物量} \\ \text{（容器包装算定対象廃棄物量）} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{市が関与する一般廃棄} \\ \text{物量に占める容器包装} \\ \text{廃棄物の比率} \end{array}}$$

※ 市が関与する一般廃棄物とは、市が収集運搬又は直接搬入するごみ、集団回収、拠点回収等による排出抑制・再利用ごみとします。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては、市民、事業者、市等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要です。

（1）環境教育、啓発活動の充実

・情報提供・啓発

ごみ排出量や資源化量、ごみ処理の状況を市広報、ホームページ等を介して提供し、認識を深めてもらいます。

・学校及び施設における環境学習の推進

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を活用し、教育啓発活動に取り組みます。

（2）買い物袋の持参の推進

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行います。

（3）資源回収の推進

集団回収を実施する市民団体等に対する資源回収推進報奨金交付制度を継続して実施し、資源回収の推進に努めます。

（4）多量排出事業者への指導強化

多量排出事業者に対するごみ減量化の啓発を行い、ごみの再資源化の推進を行います。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本計画における分別区分、分別収集区分及び搬出区分を下記に示します。白色トレイはプラスチック類との混合収集を行い、紙箱・ボール紙及び段ボールは分別収集を実施しています。

（1）容器包装廃棄物の分別区分

容器包装廃棄物の種類	本市の資源ごみの分別区分	
	分別・収集運搬段階	選別保管段階
主としてスチール製の容器包装	缶 類	ス チ ー ル 缶
主としてアルミニウム製の容器包装		ア ル ミ 缶
主としてガラス製の容器（無色ガラスびん）	無 色 透 明 の び ん	無 色 透 明 の び ん
主としてガラス製の容器（茶色ガラスびん）	茶 色 の び ん	茶 色 の び ん
主としてガラス製の容器（青・緑色ガラスびん）	そ の 他 の び ん	そ の 他 の び ん
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するための容器（紙パック）	紙 パ ッ ク	紙 パ ッ ク
段ボール	段 ボ ー ル	段 ボ ー ル
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙 箱 、 ボ ー ル 紙	紙 箱 、 ボ ー ル 紙
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器包装であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	ペ ッ ト ボ ト ル	ペ ッ ト ボ ト ル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プ ラ ス チ ッ ク 類	その他プラスチック製容器包装（白色トレイ含）

（2）分別収集区分

分別区分		品目・対象物
燃やせるごみ		生ごみ、革製品、ゴム製品、おむつ、汚れのあるプラスチック製容器包装、「プラ」表示のないプラスチック製品
燃やせないごみ		金属類、小型家電類製品（ラジカセ等）、汚れのあるびん類
資源ごみ	缶類	主に飲料用のスチール・アルミ缶
	無色透明びん	主に飲料用の無色透明びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	茶色のびん	主に飲料用の茶色びん
	その他のびん	主に飲料用の無色透明・茶色びん以外のびん
	ペットボトル	ペットボトル
	プラスチック類	「プラ」表示のあるプラスチック製容器包装（汚れのあるものを除く）
	新聞	新聞紙、雑誌、段ボール、紙箱、ボール紙、牛乳等の紙パック
	雑誌	
	段ボール	
	紙箱・ボール紙	
	紙パック	
危険ごみ		乾電池、蛍光灯、卓上ガスボンベ、スプレー缶、水銀入り体温計、使い捨てライター等

(3) 搬出区分

区 分		指定ごみ袋の区分
燃やせるごみ		もやせるごみ指定袋
燃やせないごみ		もやせないごみ・危険ごみ兼用指定袋
資源ごみ	かん	かん指定袋
	茶色びん	びん指定袋（茶びん・無色透明びん・その他びん兼用）
	無色透明びん	
	その他びん	
	ペットボトル	プラスチック・ペットボトル兼用指定袋
	プラスチック	
	新聞	それぞれ区分ごとに「ひも」で束ねる
	雑誌	
	段ボール	
	紙箱・ボール紙	
	紙パック	
危険ごみ		もやせないごみ・危険ごみ兼用指定袋

(4) 指定ごみ袋の料金

指定ごみ袋1本(10枚)あたり

指定ごみ袋		指定ごみ袋の容量	指定ごみ袋料金
①	もやせるごみ (大)	45ℓ	330円
	もやせるごみ (中)	30ℓ	250円
	もやせるごみ (小)	15ℓ	170円
②	もやせないごみ (中)	30ℓ	250円
	もやせないごみ (小)	15ℓ	170円
③	かん	30ℓ	190円
④	びん(茶びん、無色透明びん、その他びんの兼用)	30ℓ	190円
⑤	プラスチック・ペットボトル (特大)	60ℓ	250円
	プラスチック・ペットボトル (大)	45ℓ	200円

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

本計画における容器包装廃棄物の回収の見込みを下記のとおり示します。

単位：トン/年度

容器包装廃棄物の種類			8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		
主としてスチール製の容器包装			22.12		21.31		20.49		19.67		18.86		
主としてアルミニウム製の容器包装			56.70		54.60		52.51		50.42		48.32		
無色のガラス製容器	(合計)		59.23		57.05		54.86		52.67		50.48		
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	
	57.70	1.54	55.56	1.48	53.43	1.42	51.30	1.37	49.17	1.31			
茶色のガラス製容器	(合計)		143.22		137.93		132.64		127.35		122.06		
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	
	123.79	19.43	119.22	18.71	114.65	17.99	110.08	17.28	105.51	16.56			
その他のガラス製容器	(合計)		22.97		22.12		21.27		20.42		19.58		
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	
	22.97	0.00	22.12	0.00	21.27	0.00	20.42	0.00	19.58	0.00			
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの。原材料としてPETが利用されているものを除く。（紙パック）			0.32		0.31		0.30		0.29		0.28		
主として段ボール製の容器（段ボール）			131.69		126.82		121.96		117.09		112.23		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（紙箱）	(合計)		9.98		9.61		9.24		8.87		8.51		
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	
	0.00	9.98	0.00	9.61	0.00	9.24	0.00	8.87	0.00	8.51			
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（ペットボトル）	(合計)		81.53		78.52		75.51		72.50		69.48		
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	
	71.15	10.38	68.52	10.00	65.90	9.61	63.27	9.23	60.64	8.85			
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの（プラスチック類）	(合計)		211.22		203.42		195.62		187.82		180.02		
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	
	108.38	102.84	104.38	99.04	100.38	95.24	96.37	91.44	92.37	87.65			
	(うち白色トレイ)	(合計)		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
製品プラスチック	(合計)		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00		
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
合計	(合計)		738.99		711.70		684.40		657.11		629.82		
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	
	383.99	355.00	369.81	341.88	355.63	328.77	341.45	315.66	327.27	302.55			

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
30,710人 (対前年度比) 93.80%	30,144人 (対前年度比) 98.16%	29,578人 (対前年度比) 98.12%	29,012人 (対前年度比) 98.09%	28,446人 (対前年度比) 98.05%

なお、集団回収を推進することで、アルミ製品、茶色のガラス製容器、段ボールの回収量を向上させます。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

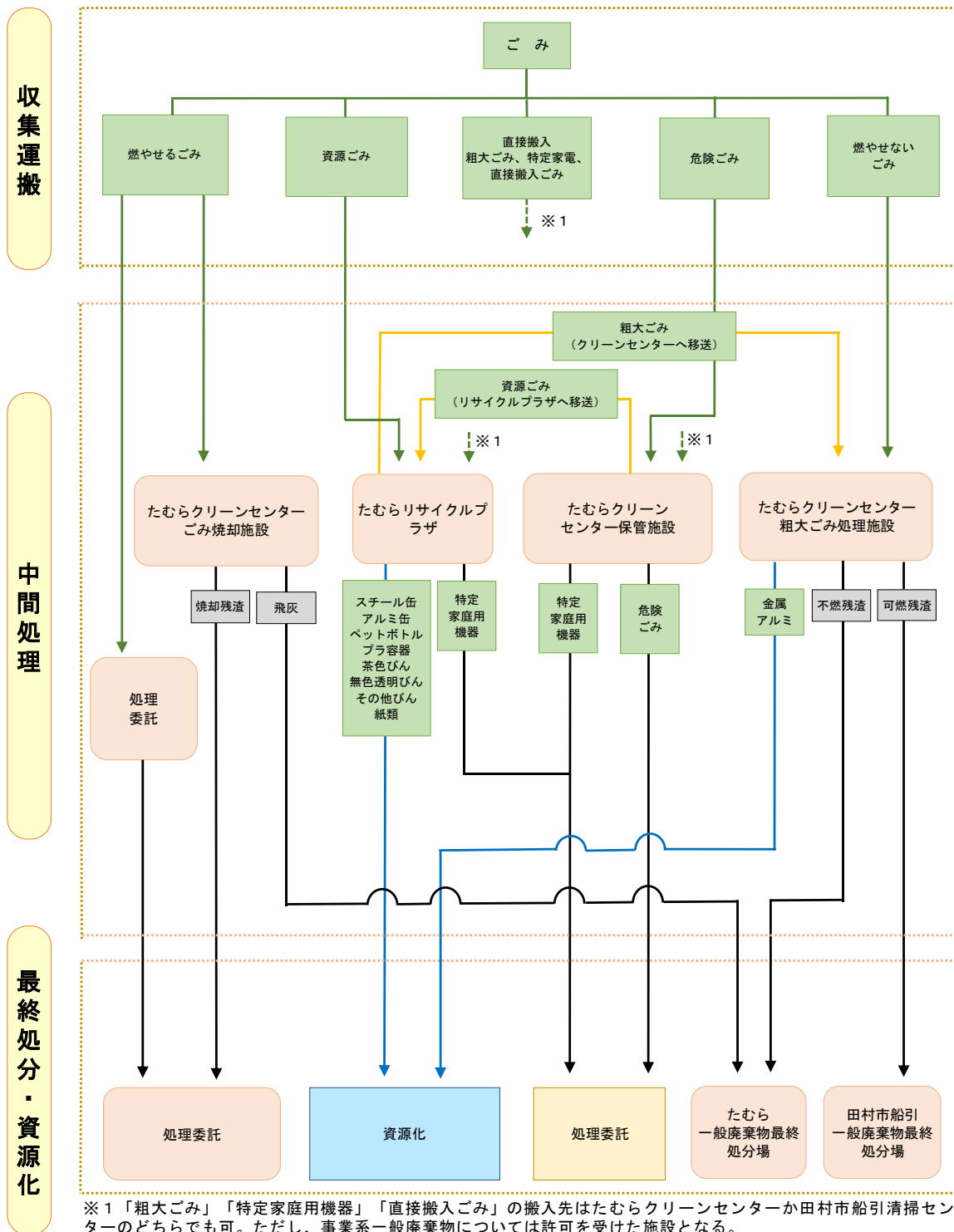
容器包装廃棄物の分別収集については、現行の収集体制を活用して行います。

なお、現在、市民団体等による集団回収が進んでいる容器包装廃棄物については、引き続き各団体の分別収集を推進します。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の選別保管は、図1に示す各施設等において、作業を行うこととし、処理にあたっては、資源化処理における適正な処理ルートを確保し、最終処分場の延命化や環境保全等に配慮した処理を行うこととします。

図1 ごみ処理フロー



12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見及び要望を反映し、包装廃棄物の推進体制を整備するための廃棄物減量等推進審議会を設置及び、自主的な地域3R活動を推進するための廃棄物減量等推進員制度の導入について検討します。
- ・ 市民団体等による集団回収促進のため、報奨金交付の支援を継続して行います。
- ・ 分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、計画改定時に事後評価を実施します。
- ・ 容器包装リサイクル制度による温室効果ガスの削減等の環境負荷低減効果を算定し、その結果を公表することを検討します。
- ・ 分別収集や選別保管のコスト削減のため、容器包装の分別収集及び選別保管に要する費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討等の必要な措置を講じることとします。